

第6章 完成検査・保安検査

第1 完成検査（法第15条）

火薬類製造施設の設置又は変更の完成検査

火薬類製造施設を設置又は変更（法第10条第1項ただし書の軽微な変更工事を除く。）したときは、完成検査申請書を提出し、完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、使用してはならない。

火薬庫の設置、移転、構造又は設備の変更の完成検査

火薬庫を設置、移転、構造又は設備の変更の工事（法第12条第1項ただし書による軽微な変更の工事を除く。）したときは、完成検査申請書を提出し、完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、使用してはならない。

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

省令様式第14「完成検査申請書」

(2) 申請時期


火薬類の製造施設の設置又は火薬庫の設置若しくは移転の工事を完成し、完成検査を受けようとするときは、申請すること。

2 申請手数料について

(1) 製造施設の設置又は変更 41,000 円


(2) 火薬庫の設置又は移転 41,000 円

(3) 火薬庫の構造又は設備の変更 23,000 円

 I 総則／6 申請に必要な手数料（5ページ）

3 検査の基準について

(1) 製造施設の設置又は変更に伴う完成検査にあつては、製造施設が法第7条第1号の省令で定める技術上の基準に適合していることを、省令別表第1で定める検査方法により検査する。

(2) 火薬庫の設置、移転、構造又は設備の変更に伴う完成検査にあつては、火薬庫が法第12条第3項の省令で定める技術上の基準に適合していることを、省令別表第2で定める検査方法により検査する。
 省令別表第2 火薬庫について行う完成検査の方法（115ページ～124ページ）

4 許可証について

検査の結果、基準に適合する場合は、省令様式第15「完成検査証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

火薬庫にあつては、法第12条の2の規定により、甲の地位を乙が承継できることから、改めて完成検査を行う必要はないが、製造施設にあつては、譲り渡しを受けた者に地位の承継が認められていないことから完成検査を行うべきか否かについて問題が生ずるため、運用上、製造施設が以前に完成検査を受けた状態のまま譲り渡されたときは、改めて完成検査を行う必要はないものとする。

ただし、以前に製造施設であつたものでも、譲り渡されるまでの間に法第9条第3項の基準適合維持が課せられていない状態（例えば、製造の廃止等）にあるときには、改めて譲り受けた者が完成検査を受けなければならない。

省令別表第2 火薬庫について行う完成検査の方法

- ・ 1 火薬庫の保安距離の基準
- ・ 2 地上式一級火薬庫の基準
- ・ 3 地上式覆土式一級火薬庫の基準
- ・ 4 地中式一級火薬庫の基準
- ・ 5 地下式一級火薬庫の基準
- ・ 6 地上式二級火薬庫の基準
- ・ 7 地中式二級火薬庫の基準
- ・ 8 地上式三級火薬庫の基準
- ・ 9 地中式三級火薬庫の基準
- ・ 10 水蓄火薬庫の基準
- ・ 11 横穴式水蓄火薬庫の基準
- ・ 12 実包火薬庫の基準
- ・ 13 煙火火薬庫の基準
- ・ 14 がん具煙火庫及び導火線庫の基準
- ・ 15 避雷装置の基準
- ・ 16 土堤の基準
- ・ 17 簡易土堤の基準
- ・ 18 防爆壁の基準

・1 火薬庫の保安距離の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適・否
1 火薬庫の保安距離の基準	1 第二十三条各項の火薬庫の外壁から保安物件に対する距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。		適・否

・2 地上式一級火薬庫の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適・否
一 第二十四条第一号の火薬庫の設置場所	一 火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
二 第二十四条第二号の火薬庫の構造	二 火薬庫の構造、材質、基礎及び排水の措置の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
三 第二十四条第三号の火薬庫の壁	三 火薬庫の壁の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。		適・否
四 第二十四条第四号の火薬庫の入口の扉	四 火薬庫の入口の扉の設置の状況及び盗難を防止するための措置の状況を、目視、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定等により検査する。		適・否
五 第二十四条第五号の火薬庫の窓	五 火薬庫の窓の設置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該窓に係る主要な寸法を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。		適・否
六 第二十四条第六号の搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の通気孔の設置	六 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の通気孔の設置の状況を、目視及び図面により検査し、並びに床の高さ及び当該通気孔に係る主要な寸法を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。		適・否
七 第二十四条第七号の搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面	七 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面の材質及び床面の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
八 第二十四条第八号の火薬庫の換気孔	八 火薬庫の換気孔の設置の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
九 第二十四条第九号の火薬庫の暖房装置	九 暖房装置の熱源の種類を、目視により検査する。		適・否
十 第二十四条第十号の火薬庫の照明設備	十 照明設備の防爆構造、配線方法及び自動遮断器又は開閉器の位置を、目視により検査する。		適・否
十一 第二十四条第十一号の火薬庫の小屋組及び屋根	十一 火薬庫の小屋組及び屋根の外面の材質並びに盗難及び火災を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。		適・否
十二 第二十四条第十二号の避雷装置	十二 避雷装置の有無を、目視により検査する。		適・否
十三 第二十四条第十三号の土堤	十三 土堤の有無を、目視により検査する。		適・否
十四 第二十四条第十四号の防火設備及び警戒設備	十四 防火設備及び警戒設備の設置の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
十五 第二十四条第十五号の盗難を防止するための措置	十五 火薬庫の天井裏又は屋根の盗難を防止するための措置を、目視、図面等により検査する。		適・否
十六 第二十四条第十六号の警鳴装置	十六 見張人を常時配置しない火薬庫の警鳴装置の設置の状況を、目視又は図面により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。		適・否

・3 地上式覆土式一級火薬庫の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適・否
一 第二十四条の二において準用する第二十四条第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号及び第十六号並びに第二十五条第七号及び第八号に掲げる検査項目	一 前項第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次項第七号及び第八号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十四条の二第一号の火薬庫の構造	二 火薬庫の構造及び材質を、目視及び図面により検査し、及び外部構造の壁及び内部構造の壁の厚さ並びに間隔を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。		適・否
三 第二十四条の二第二号の火薬庫の基礎	三 火薬庫の基礎及び排水の措置の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
四 第二十四条の二第三号の搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床、通気孔及び換気孔	四 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の通気孔及び換気孔の設置の状況を、目視及び図面により検査し、並びに床の高さ及び当該通気孔並びに換気孔に係る主要な寸法を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。		適・否
五 第二十四条の二第四号及び第五号の火薬庫の覆土	五 火薬庫の履土の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該覆土のこう配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。		適・否

・4 地中式一級火薬庫の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適・否
一 第二十五条において準用する第二十四条第七号及び第十六号に掲げる検査項目	一 第二項第七号及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十五条第一号の火薬庫の設置場所	二 火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
三 第二十五条第二号の火薬庫の構造	三 火薬庫の防湿構造及び材質を、目視及び図面により検査する。		適・否
四 第二十五条第三号の火薬庫の外壁と岩壁との間の空間	四 火薬庫の外壁と岩壁との間の空間の排水の措置の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
五 第二十五条第四号の火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉	五 火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉の設置状況及び盗難を防止するための措置の状況を、目視、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定等により検査する。		適・否
六 第二十五条第六号の火薬庫の地盤の厚さ	六 火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた検査により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。		適・否
七 第二十五条第七号の火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置	七 火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
八 第二十五条第八号の火薬庫の照明設備	八 照明設備の防爆構造、配線方法及び自動遮断器又は開閉器の位置を、目視により検査する。		適・否

・5 地下式一級火薬庫の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適・否
一 第二十五条の二において準用する第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第四号及び第八号に掲げる検査項目	一 第二項第七号及び第十六号並びに第四項第五号及び第八号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十五条の二第一号の火薬庫の設置場所	二 火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
三 第二十五条の二第二号の火薬庫の構造	三 火薬庫の構造及び材質を、目視及び図面により検査し、及び外部構造の壁と内部構造の壁との間隔を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。		適・否
四 第二十五条の二第三号の外部構造と内部構造との間の空間	四 火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間の排水の措置の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
五 第二十五条の二第五号の搬出入用トンネル	五 搬出入用トンネルの設置の状況及び衝動波防止の措置の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
六 第二十五条の二第六号の昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備	六 昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備の設置の状況及び構造を、目視及び図面により検査する。		適・否
七 第二十五条の二第七号の放爆用トンネル	七 放爆用トンネルの設置の状況を、目視及び図面により検査し、及び放爆用トンネルの断面積を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の値を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。		適・否
八 第二十五条の二第八号の火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さ	八 火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判断できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。		適・否
九 第二十五条の二第九号及び第十号の土かぶり	九 火薬庫の土かぶりの状況を、目視及び図面により検査し、及び当該土かぶりを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。		適・否
十 第二十五条の二第十一号の警戒設備	十 警戒設備の設置の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否

・6 地上式二級火薬庫の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適・否
一 第二十六条第一項において準用する第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる検査項目	一 第二項第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十六条第一項第一号の火薬庫の構造	二 火薬庫の構造、材質並びに盗難及び火災を防ぐ措置の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
削除	削除		
四 第二十六条第一項第一号の二の火薬庫の小屋組及び屋根	四 火薬庫の小屋組及び屋根の外面の材質並びに盗難及び火災を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。		適・否
五 第二十六条第一項第二号の避雷装置	五 避雷装置の有無を、目視により検査する。		適・否
六 第二十六条第一項第三号の土堤	六 土堤の有無を、目視により検査する。		適・否
七 第二十六条第一項第四号の他の二級火薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の距離	七 他の二級火薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。		適・否

・7 地中式二級火薬庫の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適・否
一 第二十六条第二項において準用する第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第六号及び第八号に掲げる検査項目	一 第二項第七号及び第十六号並びに第四項第六号及び第八号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十六条第二項第一号の火薬庫の構造	二 火薬庫の盗難を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。		適・否
三 第二十六条第二項第二号の穴を掘って設けられた火薬庫	三 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けられた火薬庫の材質を、目視により検査する。		適・否

・8 地上式三級火薬庫の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適・否
一 第二十七条第一項において準用する第二十四条第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号に掲げる検査項目	一 第二項第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十七条第一項第一号の火薬庫の壁	二 火薬庫の壁の材質を、目視により検査し、及び当該壁の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。		適・否
三 第二十七条第一項第二号の火薬庫の小屋組及び屋根	三 火薬庫の小屋組及び屋根の材質並びに盗難を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。		適・否
四 第二十七条第一項第三号の火薬又は爆薬と火工品を同時に貯蔵する火薬庫の隔壁	四 火薬又は爆薬と火工品を同時に貯蔵する火薬庫に設けられた隔壁の設置の状況及び材質を、目視及び図面により検査し、及び当該隔壁の厚さを、巻き尺その他の測定器具を用いた検査により検査する。		適・否
五 第二十七条第一項第四号の火薬庫の入口	五 火薬庫の入口及び注水設備の設置の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
六 第二十七条第一項第五号の火薬庫の土堤	六 土堤又は簡易土堤の有無を、目視により検査する。		適・否

・9 地中式三級火薬庫の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適・否
一 第二十七条第二項において準用する第二十四条第七号及び第十六号、第二十五条第一号から第四号まで及び第七号並びに第二十七条第一項第三号に掲げる検査項目	一 第二項第七号及び第十六号、第四項第二号から第五号まで及び第七号並びに前項第四号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十七条第二項第一号の火薬庫の地盤の厚さ	二 火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合限り、目視又は図面による検査に替えることができる。		適・否
三 第二十七条第二項第二号の火薬庫の設置場所	三 火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否

・10 水蓄火薬庫の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適・否
一 第二十七条の二第一号の火薬庫の壁及び底面	一 火薬庫の壁及び底面の材質並びに水もれを防ぐ措置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該壁及び底面の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。		適・否
二 第二十七条の二第二号の火薬庫の屋根	二 火薬庫の屋根の材質並びに火災及び盗難を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。		適・否
三 第二十七条の二第三号の火薬庫の設備	三 火薬庫に設置されている水位計及び自動供給装置の設置の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
四 第二十七条の二第四号の火薬庫の流出口等	四 火薬庫に設けられているあふれ出る水の流出口及び当該流出口に設置されている沈殿槽の設置の状況並びに火薬類を流失させない措置の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否

・11 横穴式水蓄火薬庫の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適・否
一 第二十七条の三において準用する第二十七条の二第三号及び第四号に掲げる検査項目	一 前項第三号及び第四号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十七条の三第一号の火薬庫の内面	二 火薬庫の内面の構造及び水もれを防ぐ措置の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
三 第二十七条の三第二号の火薬庫の前面のよう壁	三 火薬庫の前面のよう壁の材質及び構造を、目視により検査する。		適・否
四 第二十七条の三第三号の火薬庫の前面のよう壁の出入口	四 火薬庫の前面のよう壁に設けられた出入口の水もれを防ぐ措置の状況を、目視により検査する。		適・否
五 第二十七条の三第四号の火薬庫の盗難防止の措置	五 火薬庫の出入口の盗難防止の措置の状況を、目視により検査する。		適・否

・12 実包火薬庫の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適・否
<p>一 第二十七条の四第一項の基準</p> <p>イ 第二十七条の四第一項において準用する第二十四条第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号に掲げる検査項目</p> <p>ロ 第二十七条の四第一項第一号の火薬庫の壁</p> <p>ハ 第二十七条の四第一項第二号の火薬庫の屋根</p> <p>ニ 第二十七条の四第一項第三号の火薬庫の外部の点灯設備</p>	<p>イ 第二項第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。</p> <p>ロ 火薬庫の壁の材質を、目視により検査し、及び当該壁の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>ハ 火薬庫の屋根の材質を、目視により検査し、及び当該屋根の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>ニ 火薬庫の外部の点灯設備の有無を、目視により検査する。</p>		適・否
<p>二 第二十七条の四第二項の基準</p> <p>イ 第二十七条の四第二項において準用する第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに第二十七条の四第一項第三号に掲げる検査項目</p> <p>ロ 第二十七条の四第二項第一号の火薬庫の壁及び屋根</p> <p>ハ 第二十七条の四第二項第二号の火薬庫の窓</p> <p>ニ 第二十七条の四第二項第三号の警戒設備</p> <p>ホ 第二十七条の四第二項第四号の火薬庫における地震動に対する安全性</p>	<p>イ 第二項第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに前号ニに掲げる完成検査の方法により検査を行う。</p> <p>ロ 火薬庫の壁及び屋根の材質を、目視により検査し、並びに当該壁及び屋根の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>ハ 窓が設けられていないことを、目視により検査する。</p> <p>ニ 警戒設備の設置の状況を、目視及び図面により検査する。</p> <p>ホ 火薬庫における地震動に対する安全性を、目視及び図面により検査する。</p>		適・否

・13 煙火火薬庫の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適・否
一 第二十八条において準用する第二十四条第一号、第七号から第十二号まで及び第十四号に掲げる検査項目	一 第二項第一号、第七号から第十二号まで及び第十四号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十八条第一号の火薬庫の構造	二 火薬庫の構造、材質、基礎及び排水の措置の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
三 第二十八条第一号の二の火薬庫の入口の扉	三 火薬庫の入口の扉の構造、材質及び盗難防止の措置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該扉の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。		適・否
四 第二十八条第二号の火薬庫の壁	四 火薬庫の壁の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。		適・否
五 第二十八条第三号の火薬庫の通気孔	五 通気孔の設置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該通気孔に係る主要な寸法を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。		適・否
六 第二十八条第四号の火薬庫の土堤	六 土堤、簡易土堤又は防爆壁の有無を、目視により検査する。		適・否

・14 がん具煙火庫及び導火線庫の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適・否
一 第二十九条において準用する第二十四条第一号に掲げる検査項目	一 第二項第一号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十九条第一号の貯蔵庫の構造	二 がん具煙火貯蔵庫の構造及び防火の措置を、目視及び図面により検査する。		適・否
三 第二十九条第二号の貯蔵庫の入口の扉	三 がん具煙火貯蔵庫の入口の扉の盗難防止の措置の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否

・15 避雷装置の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適・否
避雷装置の基準	第三十条の避雷装置の位置、型式、構造、材質等を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。		適・否

・16 土堤の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適・否
一 第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫までの距離	一 内面の堤脚から火薬庫の外壁までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。		適・否
二 第三十一条第二号の切通の出入口を設けた土堤の構造	二 切通の出入口を通して火薬庫の本屋を見ることができない構造となっていることを、目視により検査する。		適・否
三 第三十一条第三号のトンネルの出入口を設けた土堤の構造	三 トンネルの出入口を通して火薬庫の外壁を見ることができない構造となっていることを、目視により検査する。		適・否
四 第三十一条第四号の土堤のこう配及び高さ	四 土堤のこう配及び高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。		適・否
五 第三十一条第五号の堤脚を土留とする土堤	五 堤脚を土留とする土堤の内面の材料を記録により検査し、及び土留の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。		適・否
六 第三十一条第六号の土堤を兼用するときの通路	六 土堤を兼用するときの通路の有無を目視により検査する。		適・否
七 第三十一条第七号の土堤の堤面	七 土堤の堤面の被覆の状況を目視により検査する。		適・否

・17 簡易土堤の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適・否
一 第三十一条の二において準用する第三十一条第一号から第三号まで及び第六号に掲げる検査項目	一 前項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第三十一条の二第一号の簡易土堤のこう配及び高さ	二 簡易土堤のこう配及び高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。		適・否
三 第三十一条の二第二号の土堤の土留	三 土堤の土留並びに当該土留の側壁板及び支柱の材質を、目視又は図面により検査する。		適・否
四 第三十一条の二第三号の土堤の頂部	四 土堤の頂部の雨水の浸入を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。		適・否

・18 防爆壁の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適・否
防爆壁の基準	第三十一条の三の防爆壁の位置、構造、材質等を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。		適・否

第2 保安検査（法第35条）

製造施設の保安検査

製造業者は、火薬類の爆発若しくは発火の危険がある製造施設（危険工室、火薬類一時置場、日乾場、移動式製造設備用工室、移動式製造設備）について、法第35条に基づく保安検査を1年に1回受けなければならない。

火薬庫の保安検査

火薬庫所有者又は占有者は、法第35条に基づく保安検査を1年に1回受けなければならない。

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

省令様式第18「保安検査申請書」

製造施設の検査及び火薬庫の検査を両方受ける場合は、それぞれ別の申請となる。火薬庫を複数所占有する場合の火薬庫の保安検査の申請は、事業者あたり1の申請となる。


(2) 申請時期

保安検査を受検しようとする1か月前（使用を休止した火薬庫の場合は、再び使用とする日の30日前）までに、申請すること。

2 申請手数料について

(1) 製造施設 41,000円


(2) 火薬庫 41,000円

 I 総則／6 申請に必要な手数料（5ページ）

3 検査の基準について

(1) 製造施設の保安検査にあつては、特定施設が法第7条第1号の省令で定める技術上の基準に適合していること並びに法第28条第1項の認可を受けた危害予防規程に定められた事項のうち保安の確保のための組織及び方法に係るものとして実施していることを、省令別表第3で定める検査方法により検査する。

(2) 火薬庫の保安検査にあつては、火薬庫が法第12条第3項の省令で定める技術上の基準に適合していることを、省令別表第4で定める検査方法により検査する。

 省令別表第4 火薬庫について行う保安検査の方法（126ページ～135ページ）

4 許可証について

検査の結果、基準に適合する場合は、省令様式第19「保安検査証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

省令別表第4 火薬庫について行う保安検査の方法

- ・ 1 火薬庫の保安距離の基準
- ・ 2 地上式一級火薬庫の基準
- ・ 3 地上式覆土式一級火薬庫の基準
- ・ 4 地中式一級火薬庫の基準
- ・ 5 地下式一級火薬庫の基準
- ・ 6 地上式二級火薬庫の基準
- ・ 7 地中式二級火薬庫の基準
- ・ 8 地上式三級火薬庫の基準
- ・ 9 地中式三級火薬庫の基準
- ・ 10 水蓄火薬庫の基準
- ・ 11 横穴式水蓄火薬庫の基準
- ・ 12 実包火薬庫の基準
- ・ 13 煙火火薬庫の基準
- ・ 14 がん具煙火庫及び導火線庫の基準
- ・ 15 避雷装置の基準
- ・ 16 土堤の基準
- ・ 17 簡易土堤の基準
- ・ 18 防爆壁の基準

・1 火薬庫の保安距離の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
1 火薬庫の保安距離の基準	1 第二十三条各項の火薬庫の外壁から保安物件に対する距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。		適・否

・2 地上式一級火薬庫の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
一 第二十四条第一号の火薬庫の設置場所	一 火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
二 第二十四条第二号の火薬庫の構造	二 火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
三 第二十四条第三号の火薬庫の壁	三 火薬庫の壁の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
四 第二十四条第四号の火薬庫の入口の扉	四 火薬庫の入口の扉及び盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
五 第二十四条第五号の火薬庫の窓	五 火薬庫の窓の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
六 第二十四条第六号の搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床及び通気孔	六 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の通気孔の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
七 第二十四条第七号の搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面	七 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
八 第二十四条第八号の火薬庫の換気孔	八 火薬庫の換気孔の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
九 第二十四条第九号の火薬庫の暖房装置	九 暖房装置の熱源の種類を、目視により検査する。		適・否
十 第二十四条第十号の火薬庫の照明設備	十 照明設備の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
十一 第二十四条第十一号の火薬庫の小屋組及び屋根	十一 火薬庫の小屋組及び屋根の外面の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
十二 第二十四条第十二号の避雷装置	十二 避雷装置の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
十三 第二十四条第十三号の土堤	十三 土堤の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
十四 第二十四条第十四号の防火設備及び警戒設備	十四 防火設備及び警戒設備の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
十五 第二十四条第十五号の盗難を防止するための措置	十五 火薬庫の天井裏又は屋根の盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
十六 第二十四条第十六号の警鳴装置	十六 見張人を常時配置しない火薬庫の警鳴装置の設置の状況を、目視により検査し、当該装置の機能を、作動試験又はその記録等により検査する。		適・否

・3 地上式覆土式一級火薬庫の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
一 第二十四条の二において準用する第二十四条第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号及び第十六号並びに第二十五条第七号及び第八号に掲げる検査項目	一 前項第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次項第七号及び第八号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十四条の二第一号の火薬庫の構造	二 火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
三 第二十四条の二第二号の火薬庫の基礎	三 火薬庫の基礎及び排水の措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
四 第二十四条の二第三号の搬入搬出装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床、通気孔及び換気孔	四 搬入搬出装置を有する火薬庫以外の火薬庫の通気孔及び換気孔の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
五 第二十四条の二第四号及び第五号の火薬庫の覆土	五 火薬庫の覆土の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該覆土のこう配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。		適・否

・4 地中式一級火薬庫の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
一 第二十五条において準用する第二十四条第七号及び第十六号に掲げる検査項目	一 第二項第七号及び第十六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十五条第一号の火薬庫の設置場所	二 火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
三 第二十五条第二号の火薬庫の構造	三 火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
四 第二十五条第三号の火薬庫の外壁と岩壁との間の空間	四 火薬庫の外壁と岩壁との間の空間の排水の措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
五 第二十五条第四号の火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉	五 火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉並びに火災及び盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
六 第二十五条第六号の火薬庫の地盤の厚さ	六 火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた検査により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。		適・否
七 第二十五条第七号の火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置	七 火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
八 第二十五条第八号の火薬庫の照明設備	八 照明設備の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否

・5 地下式一級火薬庫の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
一 第二十五条の二において準用する第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第四号及び第八号に掲げる検査項目	一 第二項第七号及び第十六号並びに第四項第五号及び第八号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十五条の二第一号の火薬庫の設置場所	二 火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
三 第二十五条の二第二号の火薬庫の構造	三 火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
四 第二十五条の二第三号の外部構造と内部構造との間の空間	四 火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間の排水の措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
五 第二十五条の二第五号の搬出入用トンネル	五 搬出入用トンネルの維持管理状況及び衝動波防止の措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
六 第二十五条の二第六号の昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備	六 昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
七 第二十五条の二第七号の放爆用トンネル	七 放爆用トンネルの維持管理状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
八 第二十五条の二第八号の火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さ	八 火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判断できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。		適・否
九 第二十五条の二第九号及び第十号の土かぶり	九 火薬庫の土かぶりの維持管理状況を、目視により検査し、及び当該土かぶりを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。		適・否
十 第二十五条の二第十一号の警戒設備	十 警戒設備の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否

・6 地上式二級火薬庫の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
一 第二十六条第一項において準用する第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる検査項目	一 第二項第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる保安検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十六条第一項第一号の火薬庫の構造	二 火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
削除	削除		
四 第二十六条第一項第一号の二の火薬庫の小屋組及び屋根	四 火薬庫の小屋組及び屋根の外側の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
五 第二十六条第一項第二号の避雷装置	五 避雷装置の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
六 第二十六条第一項第三号の土堤	六 土堤の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
七 第二十六条第一項第四号の他の二級火薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の距離	七 他の二級火薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。		適・否

・7 地中式二級火薬庫の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
一 第二十六条第二項において準用する第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第六号及び第八号に掲げる検査項目	一 第二項第七号及び第十六号並びに第四項第六号及び第八号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十六条第二項第一号の火薬庫の構造	二 火薬庫の盗難を防ぐ構造の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
三 第二十六条第二項第二号の穴を掘って設けられた火薬庫	三 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けられた火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否

・8 地上式三級火薬庫の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
一 第二十七条第一項において準用する第二十四条第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号に掲げる検査項目	一 第二項第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十七条第一項第一号の火薬庫の壁	二 火薬庫の壁の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
三 第二十七条第一項第二号の火薬庫の小屋組及び屋根	三 火薬庫の小屋組及び屋根の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
四 第二十七条第一項第三号の火薬又は爆薬と火工品とを同時に貯蔵する火薬庫の隔壁	四 火薬又は爆薬と火工品を同時に貯蔵する火薬庫に設けられた隔壁の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
五 第二十七条第一項第四号の火薬庫の入口	五 火薬庫の入口及び注水設備の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
六 第二十七条第一項第五号の火薬庫の土堤	六 土堤又は簡易土堤の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否

・9 地中式三級火薬庫の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
一 第二十七条第二項において準用する第二十四条第七号及び第十六号、第二十五条第一号から第四号まで及び第七号並びに第二十七条第一項第三号に掲げる検査項目	一 第二項第七号及び第十六号、第四項第二号から第五号まで及び第七号並びに前項第四号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十七条第二項第一号の火薬庫の地盤の厚さ	二 火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。		適・否
三 第二十七条第二項第二号の火薬庫の設置場所	三 火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否

・10 水蓄火薬庫の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
一 第二十七条の二第一号の火薬庫の壁及び底面	一 火薬庫の壁及び底面の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
二 第二十七条の二第二号の火薬庫の屋根	二 火薬庫の屋根の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
三 第二十七条の二第三号の火薬庫の設備	三 火薬庫に設置されている水位計及び自動供給装置の設置の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
四 第二十七条の二第四号の火薬庫の流出口等	四 火薬庫に設けられているあふれ出る水の流出口及び当該流出口に設置されている沈殿槽の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。		適・否

・11 横穴式水蓄火薬庫の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
一 第二十七条の三において準用する第二十七条の二第三号及び第四号に掲げる検査項目	一 前項第三号及び第四号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十七条の三第一号の火薬庫の内面	二 火薬庫の内面の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
三 第二十七条の三第二号の火薬庫の前面のよう壁	三 火薬庫の前面のよう壁の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
四 第二十七条の三第三号の火薬庫の前面のよう壁の出入口	四 火薬庫の前面のよう壁に設けられた出入口の水もれを防ぐ措置の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
五 第二十七条の三第四号の火薬庫の盗難防止の措置	五 火薬庫の出入口の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否

・12 実包火薬庫の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
<p>一 第二十七条の四第一項の基準</p> <p>イ 第二十七条の四第一項において準用する第二十四条第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号に掲げる検査項目</p> <p>ロ 第二十七条の四第一項第一号の火薬庫の壁</p> <p>ハ 第二十七条の四第一項第二号の火薬庫の屋根</p> <p>ニ 第二十七条の四第一項第三号の火薬庫の外部の点灯設備</p>	<p>イ 第二項第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。</p> <p>ロ 火薬庫の壁の維持管理状況を、目視により検査する。</p> <p>ハ 火薬庫の屋根の維持管理状況を、目視により検査する。</p> <p>ニ 火薬庫の外部の点灯設備の維持管理状況を、目視により検査する。</p>		適・否
<p>二 第二十七条の四第二項の基準</p> <p>イ 第二十七条の四第二項において準用する第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに第二十七条の四第一項第三号に掲げる検査項目</p> <p>ロ 第二十七条の四第二項第一号の火薬庫の壁及び屋根</p> <p>ハ 第二十七条の四第二項第二号の火薬庫の窓</p> <p>ニ 第二十七条の四第二項第三号の警戒設備</p> <p>ホ 第二十七条の四第二項第四号の火薬庫における地震動に対する安全性</p>	<p>イ 第二項第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに前号ニに掲げる保安検査の方法により検査を行う。</p> <p>ロ 火薬庫の壁及び屋根の維持管理状況を、目視により検査する。</p> <p>ハ 窓が設けられていないことを、目視により検査する。</p> <p>ニ 警戒設備の維持管理状況を、目視により検査する。</p> <p>ホ 火薬庫における地震動に対する安全性を、目視及び図面により検査する。</p>		適・否

・13 煙火火薬庫の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
一 第二十八条において準用する第二十四条第一号、第七号から第十二号まで及び第十四号に掲げる検査項目	一 第二項第一号、第七号から第十二号まで及び第十四号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十八条第一号の火薬庫の構造	二 火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
三 第二十八条第一号の二の火薬庫の入口の扉	三 火薬庫の入口の扉の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
四 第二十八条第二号の火薬庫の壁	四 火薬庫の壁の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
五 第二十八条第三号の火薬庫の通気孔	五 通気孔の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
六 第二十八条第四号の火薬庫の土堤	六 土堤、簡易土堤又は防爆壁の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否

・14 がん具煙火庫及び導火線庫の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
一 第二十九条において準用する第二十四条第一号に掲げる検査項目	一 第二項第一号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十九条第一号の貯蔵庫の構造	二 がん具煙火貯蔵庫の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
三 第二十九条第二号の貯蔵庫の入口の扉	三 がん具煙火貯蔵庫の入口の扉の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否

・15 避雷装置の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
避雷装置の基準	第三十条の避雷装置の維持管理状況を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。		適・否

・16 土堤の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
一 第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫までの距離	一 内面の堤脚から火薬庫の外壁までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。		適・否
二 第三十一条第二号の切通の出入口を設けた土堤の構造	二 切通の出入口の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
三 第三十一条第三号のトンネルの出入口を設けた土堤の構造	三 トンネルの出入口の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
四 第三十一条第四号の土堤のこう配及び高さ	四 土堤のこう配及び高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。		適・否
五 第三十一条第五号の堤脚を土留とする土堤	五 堤脚を土留とする土堤の維持管理状況を、目視により検査し、及び土留の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。		適・否
六 第三十一条第六号の土堤を兼用するときの通路	六 土堤を兼用するときの通路の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
七 第三十一条第七号の土堤の堤面	七 土堤の堤面の被覆の維持管理状況を目視により検査する。		適・否

・17 簡易土堤の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
一 第三十一条の二において準用する第三十一条第一号から第三号まで及び第六号に掲げる検査項目	一 前項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第三十一条の二第一号の簡易土堤のこう配及び高さ	二 簡易土堤のこう配及び高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。		適・否
三 第三十一条の二第二号の土堤の土留	三 土堤の土留並びに当該土留の側壁板及び支柱の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
四 第三十一条の二第三号の土堤の頂部	四 土堤の頂部の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否

・18 防爆壁の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
防爆壁の基準	第三十一条の三の防爆壁の維持管理状況を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。		適・否